

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

栄町は、千葉県北部、利根川流域に位置し、東は成田市、西は印西市、南は印旛沼、北は利根川をはさんで茨城県に接しています。町の総面積は 32.51km² で、東西に約 12km、南北に約 5km と東西に細長く、東部は一带に高台で山林や畑が多く、南部及び西北部は平坦で豊かな水田地帯が広がっています。東部の台地上の町役場周辺など一部の地域は住宅地として開発されています。

栄町の人口は、東京都心より 45km 圏、千葉市からは 35km の距離で、成田国際空港へは 10km のところに位置している立地条件から、昭和 50 年代に民間事業者による大規模住宅団地開発が行われ、平成 7 年には、25,615 人まで増加したが、その後減少に転じ、平成 29 年 10 月 1 日現在で 21,067 人と、減少傾向で推移しており、既存集落のみならず宅地開発事業が行われた住宅地でも減少が続いている状況です。

年齢別では、平成 22 年→27 年にかけて、年少人口は 300 人減少、生産年齢人口は 2,569 人減少する一方、老年人口は 1,450 人増加し、少子・高齢化が急速に進んでいます。

栄町の産業は、農業や商業が縮小傾向、工業が横ばいの傾向にある中、国際航空貨物量・国際線旅客数ともに国内最多を誇る成田国際空港に車で約 20 分と近い立地条件を活かして、平成 4 年矢口地区においてスーパー堤防（日本初）と工業団地の区画整理事業が竣工し、この工業団地には日本を代表する食料品製造会社等が立地しています。

現在、町内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面しています。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況であり、町内消費者の買い物環境の悪化や雇用の場が喪失し地域経済の活力が失われることが懸念されます。



このような中、独自の取り組みとして町内事業者に対して創業支援補助事業等の支援などを講じてきましたが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題です。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体の1つとなり、自立した持続可能な経済発展を目指します。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とします。

2 先端設備等の種類

栄町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとします。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

栄町の産業は、安食駅周辺、安食地区旧商店エリア、役場周辺エリア、矢口工業団地を始めとした広域エリアに立地しています。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、栄町内全域とします。

(2) 対象業種・事業

栄町の産業は、農林水産業、製造業、建設業、運輸業、小売業、サービス業など多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とします。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様です。したがって本計画においては、労働生産性が年率 3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とします。

ただし、本計画は地域の雇用拡大の観点から、太陽光発電等の再生エネルギー発電設備については、雇用の創出がされない為、町内に所有する事業所等（雇用者が常駐するものに限る）に設置し自己消費するものとする。売電を目的とするものについては対象としない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から 5 年間とします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3 年間、4 年間又は 5 年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に当たってすべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮します。

- ・町税を滞納している者は認定対象者としてしない。
- ・その他町長が適当でないと認めるものを除く。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮します。